

# 今後の幼児教育の課題

— 一九六九年を迎えて

多田鉄雄



一九六九年を迎えるに当たって、まず念頭に浮かぶのは、最近は論議がやや下火になったかに見えるが、ジョンソン大統領の教育教書、中村元文部大臣の発言に端を発し数年前から大きな論議をまきおこしてきた「制度としての幼児教育の在り方」をめぐる諸問題を、今後どのように解決して行くべきかということであろう。

そこで主張された中心点は一言にしていえば「すべての子どもに幼児教育の機会を与える」ということであり、その制度化としての「幼稚園の義務制ないし学齢の引下げ」ということであった。

しかしこれらの主張の依って来るところの根拠を見ると、ほぼ次の四つをあげることができる。

第一は施設での幼児教育が家庭教育と並んで、すべての子ども

にとって必要であるとする観点に立つものであり、第二は民主主義社会のルールから、なによりもまず機会均等の原則を徹底させるべきであるとするものであり、第三は幼児の発達の加速度現象にもとづいて、要するに教育の始期を早めるべきであるとするものであり、第四は学校教育制度全般の改革という視点から現在の幼児教育制度をその中に含ませようとするものである。

もとよりこうしたこと背景には現代の世界が「教育爆発の時代」とまでいわれている世界一般的な教育の過熱状態、ことに幼児期の教育の組織化の世界的傾向が存在していることも争えない事実である。そのいちじるしい例はアメリカにおいて一九六五年に N E A (全米教育協会) の教育政策委員会が、その年次大会では時期尚早として否決されたにせよ、「すべての四、五歳児に公

費による教育機会を提供する」案を提唱したこと、一九六七年にイギリスのブラウデン報告書が「満三歳に達した日ののちに来る学年のはじめから義務就学年齢（五歳）に達するまで、子どもはいつでも就学前教育 nursery education を受けられるようにすること」を勧告していること、またこれまで長い間、保育に欠ける幼児の保育を優先的に認めて来た西ドイツのキンダーガルテンの制度を、一兩年來、幼児教育の重要性という観点から、かかるものとして、キンダーガルテンの普及という目標を新たにかかげて来て、その熱意の現われとも見ることができるかも知れないが、次期の O M E P 総会（世界幼児教育協会）の開催を自国で引き受けることにしているなど見られる。

また、それは必ずしも幼児の発達の加速度現象を肯定する立場からではないにしても、例えば数年前からソ連で外国語の学習の実験がなされたり、昨年来、西ドイツの一部で国語の「読み」の学習の可能性が幾つかのキンダーガルテンでの実験にもとづいて主張されたり、わが国でも幼稚園での英語の学習が実施されたり、関西で漢字の学習が行なわれたりしているようなことも出て来ている。

幼児教育制度の普及については、わが国にしても昭和三十九年度から実施された幼稚園教育振興七か年計画によって、昭和四十

五年度には幼児一〇〇人につき、六三・五％が幼稚園対象児になり、六・八％が特殊教育の対象児に、一一％が就園不能地域児として、残るほかは一八・七％が保育所の対象児となる計算が立てられて、すべての子どもが幼児教育の機会をうける方針が立てられているわけである。

このような状況のもとで一九六九年に入るわけであるが、それでは現状において今後幼児教育の進むべき道が明らかにされてあるといえるかという点、決してそうとはいえないのである。たしかに方向だけは大体においてくみとることができであろうが、現在のところまだまだこれからなされねばならぬ課題があまりにも大きく、かつ多く横たわっているのである。しかもこうした課題が解決されてのち、初めて幼児教育の進むべき具体的な道が明らかにになるのである。

かかる課題の解決のためには二つの方面からの努力が要請される。一つは今後の幼児教育制度を確立するための基礎資料となる研究の成果を積み上げて行くことであり、他の一つは適正な幼児教育施設普及のための行政・施策を推進して行くことである。

前者について見れば、現在まで数多くの価値深い研究が行なわれて、それらが幼児教育の進歩に大きな貢献をして来ていることはいふを俟たない。しかしすべての子どもにも必要であるとする観

点のもとで確立されるべき幼児教育制度を具体化するためにはまだまだなされるべきことが多いのである。

たとえば、より長い教育の期間はよりよい効果をあげることは常識的にはうなずける。しかしそのことがより科学的な裏付けで説明される必要があろう。また幼稚園教育は何歳から始められるべきかという問題についても未だ科学的な研究にもとづく回答は出ていない。現実においてわが国は満三歳から六歳までを幼稚園就園期としているのに対し、アメリカでは公立は五歳児のみを幼稚園期としており、さらにソ連では二歳から七歳までの総合的施設の普及を目指している。この就園期の問題は第一義的にはもとより教育的立場から考察されるべきであるが、同時に社会的・経済的立場からの検討も不可欠の要点でなければならないであろう。さらに幼児に対する教育的機能と保護的機能をどのように関連させて行くべきかという問題も一層の究明を要するところであろう。

幼児の発達の加速現象をどのように理解すべきかということによって、幼児教育の内容もおのずから異なってくるはずである。しかしこれについても最近に著わされた「五歳児の発達と現代の教育」(日私幼連全国立法制委員会編集)が表明しているように、まだまだ未解決の問題を多く残している。

現在のところ「幼稚園教育要領」が一応基準を示してはいるが、さらに年齢別に、たとえ実際にはこの時期には環境その他による個人差が著しいにしても、少なくとも正常児の三歳児、四歳児、五歳児それぞれに対する教育上のミニマル・エッセンシャルズが究明され得るならば、これも得るところが大きいことであろう。ことに従来の幼稚園の教育内容を越えた教育の試みが、例えば国語学習などが、単に可能であるという理由からのみでなく、この時期に必要であるとする理由から行なわれようとするのであるならば、その効果を確認するためには、そのあとの十年、十五年を跡付けて行く継続的な実証的調査研究にまたねばならないことであろう。

一方において社会構造の変動、すなわち人口の過密化というか、都市化現象というか、このような事象のもとで幼児の望ましい生活経験を留意するためには、どのような方策が考えられねばならぬかも忘れられてならない一面であるということができよう。

後者についていえば、なるほど一見すると文部省の幼稚園教育振興計画、厚生省の保育所緊急整備計画などによって着々と幼児教育制度の普及が実現されているように見受けられる。しかし少し立ち入って検討すると、必ずしも適正な普及の道を歩んでいる

とはいえないのである。たとえば幼稚園について見るに、たしかに幼稚園数は文部省の計画が昭和四〇年度に三〇一、同四一年度に三七〇、同四二年度に三七〇の増設を見込んでいるのに対し、実際には昭和四〇年度に五二九、同四一年度に五三六、同四二年度に五五〇とより多い増設を見ている。

しかしこの計画のとくに大きな狙いは、幼稚園未設置地域、換言すれば小町村における幼稚園の普及であったはずで、そのためには経営上の事情から公立の幼稚園の増設に頼らざるを得ないわけであって、私立では経営上やって行けないと見られるものである。それ故に文部省計画でも公立の増設を昭和四〇年度に二七〇、同四一年度に三三六、同四二年度に三三六を見込んでいたのである。しかるに実際の増設状況を公私別に見るに、同四〇年度において公立は一三一、私立は三三八、同四一年度においては公立一七六、私立は三六〇、同四二年度においては公立は一八四、私立は三六六となっていて、公立の増設は計画の見込みの約半分にしか達していないのであって、大都市と小町村との幼稚園設置状況のアンバランスは一向に是正されていないのである。かかるアンバランスを解消するためには強力な行政指導および財政的補助がなされねばならぬはずである。

また現行の幼稚園制度では上述したように就園の年齢は三歳か

ら六歳に至るまでと規定されているが、振興計画では一年間の就園率の増加が第一次的に計画されており、さらに昭和三八年一〇月の文部省・厚生省両局長の共同通知では「幼稚園においては、今後五歳児および四歳児に重点をおいて」と唱って三歳児をやや軽く見ている。そのこと自体の適否は別として、それが幼児教育上の理由からかくなされているのか、また財政上の理由からかくなされているのか、さらに保育所との関係において、三歳児の教育ないし保護は将来保育所に担当させようとしているのか明らかでない。もし最後の点が理由であるならば、現行幼稚園制度の変革を意味するものであるからして、かかる「通知」で軽々に言及すべき性質のものではないと考えられる。

また右の通知は「都道府県または市町村の段階で」幼稚園と保育所の普及についてじゅうぶん連絡のうえ「それぞれ重複や偏在を避けて適正な配置が行なわれるようにすること」としながら、現在まで連絡協議機関は全国でわずかに九県に設置されているに過ぎず、十分な行政指導がなされていないことを物語っている。

真に適正な幼児教育制度の普及が志向されているのであれば、十分なる行政指導、十分な財政措置をとる方策が進められるのではないかぎり、現在までの幼稚園、保育所の歩んで来た種々の経緯から見てその推進はほとんど不可能に近いであろう。